

# 保険料支払に関する特約(中央会サイバー用)

## 第1条 (保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むものとします。

## 第2条 (保険料領収前の損害賠償請求)

保険期間が始まった後でも、記名被保険者が保険契約者に対して負担すべき保険料相当額を負担しない場合は、当社は、始期日から、その保険料相当額を含んだ保険料を領収するまでの間に生じたその記名被保険者にかかる事故または事由による損害または費用に対しては、保険金を支払いませ

## 第3条 (保険料不払の場合の当社による保険契約の解除)

当社は、記名被保険者が契約者に対して負担すべき保険料相当額を負担しない場合は、保険契約者および記名被保険者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

## 第4条 (保険契約解除の効力)

第3条(保険料不払の場合の当社による保険契約の解除)の規定による解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。